

デビットカード取引規定（個人用）

変更後	変更前
<p>1.（適用範囲） 次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>(1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>(3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。</p> <p>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>A. 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>B. 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</p> <p>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>5.（読替規定） カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、キャッシュカード規定（個人用）第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻し及び振込」とあるのは、「代理人による</p>	<p>1.（適用範囲） 次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>(1) 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人</p> <p>(3) 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</p> <p>(4) その他当金庫が認めた法人または個人</p> <p>3.（デビットカード取引契約等） 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>5.（読替規定） カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、キャッシュカード規定（個人用）第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻し及び振込」とあるのは、「代理人による</p>

変更後	変更前
<p>預金の預入れ・払戻し・振込及びデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し及び振込の依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼及びデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、キャッシュカード規定(個人用)第10条第1項中「自動機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、キャッシュカード規定(個人用)第15条中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>6. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>預金の預入れ・払戻し・振込及びデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻し及び振込の依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼及びデビットカード取引をする場合」と、キャッシュカード規定(個人用)第9条第1項中「自動機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、キャッシュカード規定(個人用)第14条中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>6. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、及びその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>

デビットカード取引規定（法人用）

変更後	変更前
<p>1.（適用範囲） 次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がカード規定にもとづいて発行する普通預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落しによって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>(1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>(3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。</p> <p>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>A. 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>B. 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</p> <p>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>5.（読替規定） カードをデビットカード取引に利用する場合における法人カード規定の適用については、キャッシュカード規定（法人用）第10条第1項中「自動機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、キャッシュカード規定（法人用）第15条中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p>	<p>1.（適用範囲） 次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がカード規定にもとづいて発行する普通預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落しによって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>(1) 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人</p> <p>(3) 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</p> <p>(4) その他当金庫が認めた法人または個人</p> <p>3.（デビットカード取引契約等） 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>5.（読替規定） カードをデビットカード取引に利用する場合における法人カード規定の適用については、キャッシュカード規定（法人用）第9条第1項中「自動機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、キャッシュカード規定（法人用）第14条中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p>

変更後	変更前
<p>6. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>6. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、及びその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>